hirosaki
「話題」と「笑顔」を届ける総合情報誌　広報ひろさき
2018 2／15 No.288 お知らせ版
「広報ひろさき」録音版を希望する人は広聴広報課（☎35・1194）までお知らせください。

後期高齢者医療 高額介護合算療養費の支給

▽**支給対象者**　後期高齢者医療制度に加入し、医療保険と介護保険の自己負担額の両方の支払いをしている人
※世帯内に後期高齢者医療制度に加入している人が複数いる場合は、世帯で合算します。
▽**計算対象期間**　毎年８月１日から翌年７月31日までの１年間
▽**支給額**　医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、所得区分に応じた自己負担限度額（下表参照）を超えた場合に、その超えた額が支給されます。
　ただし、超えた額が500円以下の場合は支給対象となりません。

所得区分	自己負担限度額
現役並み所得	67万円
一般	56万円
低所得Ⅱ	31万円
低所得Ⅰ	19万円

低所得Ⅱ…世帯員全員が住民税非課税の人
低所得Ⅰ…世帯員全員が住民税非課税の人のうち、世帯員全員の各所得金額が０円で年金収入が80万円以下の人
※自己負担額は支払った額から高額療養費や高額介護（予防）サービス費を除いた額です。

▽**支給申請**
支給の要件に該当すると思われる世帯には、２月下旬に青森県後期高齢者医療広域連合から支給申請のお知らせを送付します。届いた人は担当窓口に申請してください。また、対象期間の途中に後期高齢者医療制度に加入した人や、転入してきた人などがいる世帯には、支給対象となる世帯であっても、申請のお知らせが送付されない場合もありますので、対象になると思われる人はお問い合わせください。
▽**申請に必要なもの**
支給申請書／高額介護合算療養費・高額医療合算介護（予防）サービス費の支給申請について（お知らせ）／個人番号（マイナンバー）がわかるもの（通知カードまたは個人番号カード）／本人確認書類（官公庁発行の顔写真付き身分証明書など）／印鑑（認め印）／通帳（コピー可）など、口座情報の分かるもの
※被保険者が亡くなっている場合は、受領申立書の提出が必要です（事前に提出した場合は不要）。
※被保険者以外の人が申請または受領する場合は、委任状および被保険者の個人番号がわかるもの（コピー可）、申請者の本人確認書類などが必要です。詳しくは問い合わせを。
※重度心身障がい者医療費の助成を受けている場合は、市町村へ受領を委任する委任状が必要です。
※対象期間中に青森県後期高齢者医療以外の医療保険や他市町村の介護保険に加入歴があり、自己負担額がある場合は、それらの保険の自己負担額証明書が必要です。
■**問い合わせ・申請先**
国保年金課後期高齢者医療係（市役所１階、☎40・7046）

健康診査、人間・脳ドックはお済みですか？

診査名	対象	料金	受診締め切り
国保特定健康診査・後期高齢者の健康診査	国民健康保険に加入している40歳以上の人または後期高齢者医療制度に加入している人	無料（健康診査には約１万円の費用がかかりますが、受診券を使用することで年度内１回に限り、無料で受診できます）	平成30年3月15日
国保人間ドック	次のいずれにも該当する人 ○国民健康保険に加入している40歳以上の人 ○国民健康保険料の滞納が無い世帯の人	4,000円（年度内１回。国保特定健康診査が含まれ、同時受診となります。また、検診内容や年齢により自己負担額が増減することがあります）	
国保脳ドック		5,000円（年度内１回。国保特定健康診査又は国保人間ドックとは別に受診できます）	平成30年3月31日
後期高齢者の歯科健診	後期高齢者医療制度に加入している人	無料（年度内１回。受診券はありませんので、被保険者証を持参してください）	

※詳細は「平成29年度健康と福祉ごよみ」17～25ページで確認を。
■**問い合わせ先**　国保特定健康診査、国保人間・脳ドック…国保年金課国保運営係（☎35・1116）／後期高齢者の健康診査、歯科健診…国保年金課後期高齢者医療係（☎40・7046）